

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年2月10日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年2月18日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7 四 議 第 35 号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ <input type="checkbox"/> 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ <input type="checkbox"/> ）	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和7年2月3日（月）		
				会議時間	09時56分～11時23分		
出席委員	委員長	広瀬 正明		委員 上岡 正			
	副委員長	澤良宜 由美		委員 上岡 真一			
	委員	川村 一朗		欠席委員			
	委員	平野 正					
その他	議長	宮崎 努		議員 前田 和哉			
	議員	寺尾 真吾					
執行部出席者	総務課長	山崎 寿幸					
	総務課長補佐	有光 浩					
	総務課長補佐 （人事担当）	梶谷 卓志					
	地震防災課長	遠近 由幸					
	地震防災課長補佐	安岡 栄治					
	企画広報課長	武田 安仁					
	企画広報課長補佐	宇都宮 朋彦					
	企画広報課 施設活用推進室長	田邊 秀樹					
	企画広報課 企画調整係長	田中 佑典					
事務局	企画広報課 シティプロモーション推進係長	宮脇 さなえ					
	事務局長	原 憲一					
	総務係主幹	近藤 由美					
記 録							
令和6年12月定例会において、継続審査となっている調査事項3件及び報告事項4件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査ア「住民と議会との懇談会における意見について」関係各課から説明を受け調査を行った。

●まず、総務課から説明を受け、調査を行った。

【説明：山崎総務課長】

(ア) 地区への交付金について（大川筋地区）

意見：各部落の交付金が足りないので、地区からの寄付で祭り等（祭りは一例で、祭りに限定したものではない。）を運営している。戸数で交付金が異なるので、市側の対応を考えてもらいたい。

回答：地区活動推進交付金の概要

- 1 交付の目的 地域自治の推進と自治活動の推進を図ること
- 2 交付の対象 基本的には地区
- 3 交付の条件 ① 地区住民に対する広報紙、周知文書等の送達、地区内の防犯、防災、環境美化活動に関すること、市の設置した集会施設がある場合の適正な管理運営、その他地区の公益的な活動に関すること。
② ゼロカーボンの推進に関すること。
- 4 交付金の使途 地区の運営費に充てなければならない。
- 5 交付金の額 ①基本分と②ゼロカーボン推進分がある。
①：均等割、戸数割、過疎辺地地域においては金額を加算
②：基本額、戸数割
意見のあった大川筋地区は、年額で、①が約12～13万円、②が2万円前後で、合計約13～15万円交付している。

支給額は戸数によって一定の影響を受けるが、意見のあった大川筋地区のような過疎、辺地地域には加算を行っており、市街地の同じ戸数の地区と比較すると、年額約2万円高い。ここ数年、地区から交付金増額の要望がなく、そういった意見が一定増えてきた際は、その段階で検討を進めたいと考える。

※質疑なく終了

●次に、地震防災課から説明を受け、調査を行った。

【説明：遠近地震防災課長】

(イ) ヘリポートの整備について（大川筋地区）

意見：大川筋地区には防災の避難所は川登しかなく、避難指示が出ても勝間では沈下橋を渡れない場合があり、2日間停電した事例がある。勝間川にはヘリポートがないので孤立してしまう。橋を渡った左手の耕作放棄地に整備してはどうか。

回答：まず、大川筋地区の指定避難所は、旧大川筋中学校と旧勝間小学校の2か所で、風水害等では旧大川筋中のみ開設。これまでも、豪雨による河川の増水等で勝間沈下橋が水没し、右岸の市道が崩落等により通行止めとなり、勝間川地区が一時孤立することがあった。孤立状態での緊急事態や災害以外でも救急搬送が必要な場合、ヘリコプターによる救助等を行うことがあり、昨年10月に勝間川地区からヘリコプターの離着陸場を整備するよう要望があった。そのため、現在、勝間川、勝間地区内にヘリコプターのランデブーポイントを設置できないか、消防、地区、地震防災課で調整を行っている。

(ウ) 指定避難所への倉庫の増設について（具同地区）

意見：具同小学校が指定避難所となっており、物資を保管する倉庫がプレハブ倉庫1棟のみで、空き教室と体育館2階は施錠され使用できないため、備蓄用倉庫の増設をお願いしたい。

回答：指定避難所は、平常時は本来の用途で使用されているため、その使用に支障のない空きスペース等を施設管理者に相談して利用させていただいており、具同小学校では、校舎の一部と体育館2階、自主防災組織のプレハブ倉庫に災害備蓄品を保管している。

災害時は、具同小学校校舎の正面玄関（北側校舎壁面自家発前）に設置している防災キープボックス（震度5でボックスが自動開錠）にある鍵で体育館を開錠してもらう。

今後、備蓄品を増やす等した場合、スペースが足りなくなることもある。その際は、地区（自主防災組織）を対象とした倉庫整備の補助制度（コミュニティ助成事業、県総合補助金）等を活用したいと考えている。

(エ) 指定避難所の非常用給水設備について（具同地区）

意見：具同小学校グラウンド南側に非常用給水設備があり、マンホールから水を取り出す際、雨天時の使用時に衛生面の不安がある。雨天時の使用への対策をお願いしたい。

回答：具同小学校の耐震性貯水槽は地下式で給水口はマンホールになっている。マンホールは水が溜まりやすく、給水器具を接続する際に、給水器具の接続口まで水が溜まっている時は、汲み上げる必要がある。衛生面について、整備した上下水道課に確認したが、貯水槽の水圧があるため貯水槽内へ雨水が入ることはないとのこと。また、昨年度、具同地区で防災訓練を実施した際、耐震性貯水槽に給水器具を接続しにくいとの意見があったため、本年度4月に上下水道課が改良工事を実施している。

※質疑なく終了

■次に、所管事項調査「指定避難所のスフィア基準について」地震防災課から説明を受け調査を行った。

【説明：遠近地震防災課長】

1 スフィア基準の概要

スフィア基準は、1997年にNGOグループ等が、人道憲章と人道対応に関する最低基準を定めなければいけないということで、紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた。構成は、「人道憲章」、「権利保障の原則」、「コア基準」という大きなものがあり、それらに対する「給水・衛生及び衛生促進」、「食料安全保障と栄養」、「避難所及び避難先の居住地」、「保健医療」の4項目を最低基準で必要不可欠なものとし、WEB版のハンドブックでは458ページある、かなりボリュームのある基準である。

2 スフィア基準に沿った対応（居住空間とトイレの環境について）

(1) 避難所での居住空間について

スフィア基準：最低1人当たり3.5㎡の空間を確保すること。

平成31年3月定例会での一般質問に対し「概ね確保しているが、一部、津波浸水想定区域では確保できていない」と答弁していたが、現在、指定避難所においては、避難者想定数の空間を、3.5㎡/人確保している。津波想定区域では、テント対応や指定避難所以外で、とまろっとや、いやしの里と協定し当該施設を活用しながら確保している。また、現在、スペースだけでは、プライベート空間を保てないということで、室内テントのような避難ルーム、折り畳みベッド、毛布、寝具等の備蓄品を計画的に購入しているが、避難者想定数に至っていない。

これまでは「避難所の確保」というところで動いていたが、「居住空間の環境を改善する」という動きがあり、昨年度あたりから備品の購入を行っている。

(2) 避難所でのトイレ

スフィア基準：20人に1つの割合でトイレを設置すること。

男性用：女性用＝1：3

避難所施設のトイレ、備蓄の簡易トイレ等を併用することで、スフィア基準値は満たしている。本年度より組立て式の仮設トイレ等も購入し、トイレ環境の改善に向け、取り組んでいる。自助の取組では、携帯トイレを個人備蓄で最低3日間分用意してくださいと呼びかけている。

男性用と女性用のトイレの割合は、昨年12月に改定された内閣府が定めるガイドラインでも、男性1に対し女性3と追加された。現在、地震防災課では、各避難所の割合を把握していないが、発災時は、そういった割合を注視し、使用することになると思う。また、携帯トイレ等を活用する場合は、例えば学校が避難所の時は、洋式化が進んでいるので、その個室に簡易トイレ等を設置することを想定。便座があるトイレは、通常、女性用が多いと思われるので、そういった部分でも、対応可能ではないかと考えているが、避難所にどれだけ洋式トイレがあるか細かく把握できていないので、今後、把握し避難所台帳の改定を行いたいと考えている。

3 今後の対応

内閣府は昨年12月に能登半島地震等を踏まえ各取組方針やガイドラインの改定を行っている。3月補正対応で、新たな交付金制度も創設されるので、今後、避難所環境の改善に向けた動きが進むものとする。市としても、スフィア基準を取り入れた国のガイドラインや県の備蓄方針を参考に、あらためて避難所の状況を確認し、優先順位をつけ、取り組んでいきたい。

4 参考

H25.5県の想定：避難者想定数 5,600名、避難所外避難者 3,300名

現在、国で新しい南海トラフ巨大地震の被害想定を作成しており、年度内に完了する予定。それを受け、高知県が来年度中に県内の新しい避難者・被害想定を出すと思うので、それも参考に、避難所の環境整備の取組を進めたい。

なお、本市の人口は、平成24年10月から令和6年10月までで4,457人減少している。耐震化、津波対策等も進んでいるので、避難者想定数は減るのではないかと考えられる。

【質疑：上岡真一委員】

具同小学校、中村西中学校の避難想定数は、スフィア基準を満たしているか。

【答弁：遠近地震防災課長】

具同小学校と中村西中学校を合わせた避難者想定数は740人（H25.5の想定）。体育館や学校の面積を3.5㎡で割ると1,158のスペースができるため、スペースのみで考えればスフィア基準を満たしている。

国は、今まで避難所の整備をしてきたが、今後、避難者の環境改善に移していくという方針を出している。我々もそういった空間の改善、過ごしやすさ等に重点をシフトしていかなければならない。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項調査ウ「大学誘致断念に係る諸課題の現時点での進捗状況について」企画広報課から説明を受け調査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

昨年9月5日に補助金返還命令書を送付し、納期限の令和6年10月31日までに納付されなかったため、11月21日付けで督促状を送付した。督促状の指定期限は12月2日としたが、1月31日時点で返還に至っていない。この補助金と、旧下田中学校改修工事等の費用は、包括的に損害賠償請求に含めて取り扱う方針とし、現在、損害賠償請求に向け、顧問弁護士と協議し、資料整理を行っている。

なお、損害賠償の時期は、資料等の整理ができ次第、できるだけ早期にとすることで進めている。

【質疑：上岡正委員】

① どうして方針を変えたのか。

② 弁護士は現在何人か。

【答弁：武田企画広報課長】

① 補助金返還に係る協議を先に整理すべきということで進めてきた。それとは別で、市が投じた経費等について損害賠償するかどうか検討することとしていたが、そうした経費に対しても損害賠償する結論に至った。損害賠償するとなると法廷の場ということも想定され、補助金の協議は調いにくいであろうということで、協議は行わずに、包括的に損害賠償請求するという形で進めていく方針に方向転換した。

② 2人。

【質疑：上岡正委員】

弁護士はいつから2人か。

【答弁：武田企画広報課長】

昨年7月から。

【質疑：上岡正委員】

損害賠償請求はできるだけ早期にと説明があったが、現市長の任期もある中で、用途は。

【答弁：武田企画広報課長】

市長の任期中に損害賠償を行うことは市の方向性として決めており、そのことを弁護士に伝え、弁護士も取り組んでいただいている。100%必ずということにはわからないが、市としてはその意思表示をしており、弁護士も一定理解していただいている。

【質疑：上岡正委員】

その方向でお願いをしておく。

損害賠償の金額については、どんな種類、どのような部分があるのか。

【答弁：武田企画広報課長】

学校法人への補助金、下田中学校改修工事関係（管理委託も含めて）、杉本住宅産業への損害賠償金等。

【質疑：上岡正委員】

プールは、大学が必要ないということで壊したが、次に小学校が高台移転するとなれば、また造る必要がある。かなり大きな額になると思うが市はどのように考えているか。

【答弁：武田企画広報課長】

それも含めて弁護士と協議する。

【質疑：上岡正委員】

まず1つに、認可されなかった理由として生徒確保の見通しが立たないということがあった。このことについては、何度も一般質問してきた。もう1つは、市が大学に補助金を概算払いし、3か月後に大学から業者に支払いをしている。その3か月を待って、概算払いしていなければ、申請取下がわかっていたので、当該補助金の支払いすらしなかったはず。概算払いさえしなければ、現在、訴訟とかこのような話にはなっていなかったと考える。

このような中で2人の弁護士は、100%でなくても、どの程度取り戻せる目途を持っているのか。取り戻せる目途が無ければ訴訟を起こしたりしないはず。

【答弁：武田企画広報課長】

これから整理することが数多くある。そういったところで、一定、見えてくると思うが、現時点での専門的な見解、また、市長の見解等は控えさせていただきたい。

【質疑：上岡正委員】

100%でなくても数億円戻る見通しがなければ、弁護士も引き受けないと思うし、市も弁護士費用をかけて、こういったことはしないと思う。見通しは。

【答弁：武田企画広報課長】

現時点での所見は、今の段階では申し上げることができない。損害賠償となると、損害賠償請求額、理由等も整理し、議案として上程させていただくと思うので、その場で審議いただけたらと思う。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ア「マイカー通勤をしている職員の駐車に係る使用料等について」総務課から報告を受けた。

【説明：山崎総務課長】

- ① 令和5年9月定例会の一般質問で、県立学校や幡多郡内の他市町村の多くで、教職員等の駐車料金を徴収しており、保育所、小中学校の維持管理経費が一定額かかっていることを踏まえると、本市保育所、小中学校の教職員だけ特別扱い（駐車料金無料）するのはおかしいという指摘があり、駐車料金を徴収すべきという趣旨の意見があり、当時、県や他市町村を調査し検討していくと答弁している。
- ② 令和6年9月、市民病院に高知税務署の立入検査があり、市民病院が借り上げた駐車場を職員に無償で提供していることについて、駐車料金相当額は経済的利益であり給与とみなし源泉所得税の課税が必要ではないかと考えられるとの指摘を受けた。

これらを踏まえた検討の結果、駐車場に係る職員の受益者負担の点や行政財産の目的外使用を含めた市有財産の適正管理、効率的運用を図る必要性を整理し、令和7年4月1日から駐車料金を徴収することを考えている。

対象者は会計年度任用職員を含む全職員で、金額は現在職員組合と交渉中。

※質疑なく終了

■次に、所管事項の報告イ「令和6年度ふるさと応援寄付金の見込みについて」企画広報課から報告を受けた。

【説明：武田企画広報課長】

4月から12月までは実績額、1月から3月までは昨年同月と同額として算出した見込額では、約4億9,300万円。昨年度と比較して約1億円、18%程度減額の見込み。この見込みについては、今年11月から、寄付金の募集に要する費用が寄付金の合計額の5割以下であることとする国の基準に適合するため、定期便の返礼割合を30%から25%に引き下げ、寄附単価が上がったことが主な要因と考えている。

なお、12月までの累計額ベースで確認したところ、県下では約半数の市町村が減額となる見込み。

※質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ウ「ESG推進自治体宣言について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：武田企画広報課長】

1 ESGとは

E環境、S社会、G統治管理 の略

(1) E環境

ゼロカーボンに向けた取組、四万十川をはじめとする環境保全等

(2) S社会

労働環境、ワークライフバランスの推進、男性の育休取得促進、ダイバーシティー・多様性の尊重、外国人も含めた共生社会の構築、市民の市政への参画促進、コミュニティの活性化等

(3) G統治管理

個人情報漏えいによる不適切な事案を防ぐためのコンプライアンス強化、市役所においては情報発信を積極的に行う等して市政の透明性を確保し市民との信頼関係を構築する等

2 宣言することの目的

- ・ ほとんどが既に取り組んでいるものであり、そういったことを市民、職員が再認識することで、市民の市政への参画・貢献意欲を高めていただくことに繋げること。
- ・ 市としても事業者としても、選ばれる自治体、選ばれる事業者になること。
- ・ 何より、市民が暮らしやすい社会を構築できること。
- ・ ひいては地域産業の活性化を図り、人口減少対策にも寄与できるのではないかと、そういったことに向けたプロモーション等にも活用する。

※質疑なく終了

■次に、所管事項の報告エ「下田保育所及び下田小学校の高台移転について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：武田企画広報課長】

1 下田保育所の入所者見込み

1月6日時点の来年度入所申込数と昨年実施したアンケートに基づく利用者見込みは、R7：6名、R8：5名、R9：2名。

→ 令和7年度の正式な入所申請は6名で、その後さらに減少する見込みであり、他の保育所と同様、今後の保育所の在り方について地元協議に入らなければならない可能性が見えてきた。

2 下田小学校の児童数の見込み（校区外への通学者見込みを差し引いた数）

R7：31名、R8：27名、R9：26名、R10：22名、R11：22名、R12：20名

→ 児童数の減少はあるものの、小学校としては存続可能と判断

3 1月20日政策会議での決定事項

下田小学校のみ高台移転を行うことに決定

【質疑：上岡正委員】

下田保育所は近い将来無くすので上げる必要はないと判断されたと思うが、いつ頃無くなるのか。

【答弁：武田企画広報課長】

その点は、この政策会議では協議していない。

【意見：上岡正委員】

園児が少なくても存続するなら、人数が少ないので上げないという話にはならない。高台移転をしないなら、いつ閉所するというのを一緒に示さなければならないのでは。

【答弁：武田企画広報課長】

いつを目途にという協議は、この政策会議ではしておらず決定もしていないが、今後、保護者等と今後の保育所の在り方について協議を始めることについては所管課から報告があり、そういう方向性について確認している。

【意見：宮崎議長】

上岡正委員は、「危ないのに何年あそこに子ども達を通わせるのか」という話だった。これまで受けた説明では「危なくない」というのが子育て支援課の考え方だったと思う。「危ないから高台移転するのではなく、より危なくないようにするために上げるので、現地に置いたからといって、危ないわけではない」というのが子育て支援課の答弁だったと思うが、そこに関して市の統一感はないのか。今のやりとりでは、企画広報課は危ないと思う、子育て支援課は危なくないと思う、といった統一感のない状況である。

【答弁：武田企画広報課長】

考え方は、これまでの一般質問で所管課から答弁させていただいたところである。避難訓練等を行う中で危険の回避はできる状況であるが、高台移転することにより、物理的に、より安全性が高まるということで、高台移転することにしていった。市としての共通認識である。

【意見：宮崎議長】

上岡正委員の質疑に対して、「人数が少ないから」という答弁ではなく、「危ないところに何年も置くのか」という趣旨の質疑であったので、まず前提として「安全です」という答弁が来て、「より安全性を高めるために」という答弁になっていくと思うが、そうでないところで議論されていたので。今の答弁であれば問題ない。

【質疑：上岡正委員】

園児が避難できるから安全と執行部は言うが、私は、津波想定区域であるので、全く安全と思っていない。ずっと置いておくと地震が来た時に、やはり安全でない。執行部の考えと私の考えは違う。

【答弁：武田企画広報課長】

所管課に確認した範囲では、今後は、まず、保護者等に、この高台移転をしないということの決定を報告する。次のステップとして、園児数の推移、今後の保育所の在り方を含めて協議していくことになっているので、その中で、議長、上岡正委員がおっしゃったことについても、今後の協議の中で、いろいろ保護者の意見も聞きながら、決定していくことになるかと思う。

※他に質疑なく終了

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。